

事務連絡
令和3年1月7日

大臣官房官庁営繕部	各課長殿
各地方整備局	総務部長殿
	企画部長殿
	営繕部長殿
北海道開発局	事業振興部長殿
	営繕部長殿
国土技術政策総合研究所	総務部長殿
国土地理院	総務部長殿

国土交通省

大臣官房会計課長
大臣官房技術調査課長
大臣官房官庁営繕部管理課長
大臣官房官庁営繕部計画課長
北海道局予算課長

新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言を踏まえた
国土交通省所管事業の執行における円滑な発注及び施工体制の確保
に向けた具体的対策について

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止について、令和3年1月7日に内閣総理大臣より緊急事態宣言が一部の地域において発出された。

国土交通省所管事業の執行については、新型コロナウイルス感染症拡大による影響も踏まえ、「国土交通省所管事業の執行における円滑な発注及び施工体制の確保に向けた具体的対策について」（令和2年5月7日付国地契第6号、国官技第29号、国営管第61号、国営計第15号、国北予第7号）に取扱いを定めたところであるが、本日改正された「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」においても、緊急事態宣言の対象区域に属するかに関わらず、人との接触を低減する取組を推進することとされていることを踏まえ、引き続き、「国土交通省所管事業の執行における円滑な発注及び施工体制の確保に向けた具体的対策について」に基づき、遺漏なきよう措置されたい。